

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省）

制 度 名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置			
税 目	所得税、法人税、地価税、登録免許税、消費税、印紙税			
要 望 の 内 容	<p>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）に基づく次の独立行政法人の統合等に伴い、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <p>○ 独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所の統合に伴い、新たに設立される行政法人について、公共法人等（所得税法別表第一、法人税法別表第一、登録免許税法別表第二、消費税法別表第三、印紙税法別表第二）としての取扱いを適用すること。</p> <p>（根拠条文）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税法第11条、別表第一 ・ 法人税法第2条、第4条第2項、別表第一 ・ 地価税法第2条、第6条第1項 ・ 登録免許税法第4条第1項、別表第二 ・ 消費税法第60条第4項、別表第三 ・ 印紙税法第5条、別表第二 <table border="1" data-bbox="874 943 1490 1037"> <tr> <td data-bbox="874 943 1219 1037">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 943 1490 1037">— (—)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— (—)
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— (—)			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所を、行政法人制度における国立研究開発行政法人（存続法人、法人の名称等の詳細は検討中）として統合することにより、我が国の建設技術・運輸技術の中核的研究拠点とて機能させるとともに、国土交通分野に係るモード横断的な研究開発を実施させることにより、国土交通分野の政策課題を解決するための能力の強化を図り、国における行政ニーズを技術面で支えることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、5研究法人の統合の後、存続することとなる新たな法人については、これまでの5研究法人と同様、引き続き極めて高い公益性を有する業務を行うことから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する
		政策の達成目標	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行日（平成26年4月1日予定）から、新法人に移行
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新制度のもとで主務大臣が定めることとなる中期目標
		政策目標の達成状況	24.5 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案 国会提出 <今後の予定> H26.4 新制度へ移行予定
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の措置を講ずることにより、現在、5研究機関において実施されている公共インフラ（道路、河川、港湾、空港）の整備に係る技術基準や防災技術の研究・開発及び交通モードの安全性向上・環境負荷低減に資する研究・開発を、引き続き、限られた予算の中で効率的に実施することが可能である。 仮に税制上の措置を講じない場合には、課税を前提として研究に必要な予算を計上した上で、課税に係る税務処理を行う必要が生じ非効率的となる、又は、研究に必要な予算が不足し行政ニーズに対応する技術的な支援が不可能となり安全確保・環境保全等の政策実現に支障が生じる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税（法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税、都市計画税、鉱区税、特別土地保有税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税）の非課税独立行政法人としての取扱いを適用することを要望
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	<p>税制上の措置に代えて、補助金等他の政策手段による場合は、これらの独立行政法人において税務処理、納税等の事務が発生する上に、国においても補助金の予算措置、交付等手続きが発生することとなり、非効率的である。</p> <p>なお、他の国の業務を引き継いだ独立行政法人には、同様の税制上の措置が講じられている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—